

(設置)

第1条 本市における財政及び地域振興について客観的な立場からの指導及び助言を受けるため、郡山市財政・地域振興アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、地方自治に関する幅広い知識を持ち、経験に基づいた適切な指導及び助言を行うことができると認められる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本市の財政に係る助言及び指導に関すること。
- (2) 本市の地域振興に係る助言及び指導に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(服務)

第5条 アドバイザーは、その職務の重要性を自覚し、誠実かつ公正にこれを遂行しなければならない。

- 2 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 アドバイザーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

(謝礼金等)

第6条 アドバイザーに謝礼金及び交通費を支給し、その額は市長が別に定める。

(解嘱)

第7条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中にあってもその委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めたとき。
- (2) アドバイザーに必要な適格性に欠けると認めたとき。
- (3) アドバイザーを設置する必要が無くなったとき。
- (4) 第5条の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(庶務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、財務部財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。